

園児一人ひとりを見てあげられる先生を目指します！

清水 稚奈 さん



しみず わかなさん / 平成2年6月生まれ / 津別青葉幼稚園に勤務 / 共和在住

青春

くるーずあっぷ

「小学校のころから小さい子どもが好きで、夢だった幼稚園の先生になれて嬉しいです」と話すのは、今年の4月から青葉幼稚園に勤務する清水稚奈先生です。

清水先生は、津別中学校、北見緑陵高等学校を卒業後、釧路短期大学で幼児教育学科を専攻。基本的な知識や技術を身に付けた後、青葉幼稚園に就職し、現在は風・虹クラスを担当しています。就職から5ヶ月が経ち、職場の感想として「毎日楽しく仕事をしていきます。子どもが少ない分、一人ひと

りをしっかり見てあげられる環境が自分に合っていると思います。園児は良い子達ばかりなので、それぞれの良いところをこれからもっと伸ばしてあげたいです」と語ります。

また、仕事が休みの日には買い物等を楽しんでいる清水先生。これからチャレンジしてみたいことを伺うと、「車を持つていたことがないので、1人で北見を走れるよう努力していきたいです」(笑)と終始笑顔で話されました。

温故知新

【401】

自治会と町とのつなぎ役として

大江清一 さん



おおえ せいいちさん / 昭和13年6月、恩根で生まれる / 73歳 本町在住

「75歳くらいまでには、次の世代の方に役割を引き継ぎたいですね」

平成17年から本町自治会会長、平成21年からは津別町自治会連合会会長を務める大江さんは、地域の自治会をまとめることともに、町とのつなぎ役としての重責も担ってこられました。恩根で農業を営む両親の元に10人兄弟の5番目の長男として生まれ、津別高校農業科を卒業後は家業に従事。「当然、農家を継ぐつもりでしたが、土地が機械化に向かない場所だったこ

ともあって父に反対されまして」と、当時の厳しい環境を話されました。

昭和37年、叔父さんが経営する大江建設に勤務。やがて公務員を目指した大江さんは、網走土木現業所、東藻琴村現・大空町役場を経て、昭和44年からは津別町役場に勤務しました。以来、様々な部署で力を発揮し、平成11年に定年退職されるまでの33年間を勤めました。

そんな中で思い出深いエピソードのひとつが建設課時代の除雪作業の合理化だそうです。「主力のブルドーザーはスピードが遅くて効率が悪かったのですが、ダンブに除雪機を取り付けることで作業時間を半分以下に短縮できました。最初はダンブが壊れると反対されました。民間会社時代の経験が生きたのと、理解ある上司に恵まれたおかげです」と、懐かしそうに当時を振り返ります。

定年後も社会福祉関連の役職などを経て、現在は自治会長として多忙な日々を送る大江さん。最近の一番の楽しみは高校生のお孫さんと行くゴルフだそうです。もうひとつは春、秋の山菜採り。「どちらもよく歩くのが健康に良いですよ」と笑顔がこぼれました。

健康いきいき

認知症高齢者等

SOSネットワーク

現在、津別町の高齢化率は37%と、全道的にも高い数値を示しています。また、町内で介護保険の認定を受けている方も336名おり、その中には認知面の低下から日常生活に見守りや支援が必要の方も少なくありません。高齢者世帯についても夫婦や単身の世帯が60%を超えていることから、今後高齢者が地域で生活をしていくには世帯の中だけでなく、地域ぐるみで見守ることが必要といえます。

そこでこの度、認知症による徘徊の恐れがある高齢者等が行方不明になってしまった場合、地域の支援を得て早期に発見し、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域をつくることを目的として「認知症高齢者等SOSネットワーク」が立ち上がりました。

このネットワークでは地域包括支援センターが中心となり、徘徊する可能性の高い高齢者の把握や地域の関係機関(福祉・医療機関、警察、消防、金融機関、ガソリンスタンド、商工会、自治会、老人クラブ、交通機関等)による緊急

連絡体制及び支援体制の構築、徘徊高齢者等発生時の捜索・情報提供に関する協力依頼等を行います。

また、このネットワークでは「事前登録制度」も実施します。事前登録制度とは、行方不明になる可能性のある方の名前や特徴、写真などの情報を本人や家族の同意を得て、ネットワーク事務局にあらかじめ登録しておき、早期発見に役立てる制度です。

ネットワークの流れについては実際に高齢者の行方が分からなくなった場合、①家族等から警察へ連絡②警察から地域包括支援センターへ連絡③地域包括支援センターから関係機関へ協力(情報提供等)を要請④発見・保護となれば発見者が警察へ連絡⑤警察から地域包括支援センターへ連絡⑥地域包括支援センターから関係機関へ連絡し捜索終了、といった流れでネットワークが活用されます。

このネットワークや先に説明した「事前登録制度」のご利用に関するお問い合わせについては、地域包括支援センターまでお問い合わせください。

暮らしを支える

税

町道民税のお願い(給与特別徴収について)

町道民税は、直接本人が納める普通徴収と、事業主が本人に代わって給与からの天引きにより納める特別徴収に分かれています。普通徴収の場合は、6月中頃に届く納付書により、6、8、10、12月の4回に分けて納めていただきます。特別徴収は6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から天引きされることとなります。特別徴収は普通徴収に比べ、納付書で納める必要がなく、年税額を12回に分けて納付するため1回あたりの納付額は少なくて済みます。年度当初は普通徴収であった方についても、事業主に依頼することと途中から特別徴収にすることも可能です。

また、税条例では継続して給与の支払いを受けている方の町道民税については特別徴収の方法によらなくてはならないこととなっていますので、事業主の方は条件に該当する方がいましたら特別徴収の方法によりお願いいたします。

また、町道民税は前年の所得に基づき決定した税額を納めていただくので、所得税とは違い事業者の方が毎月税額を算出する必要はありません。